

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年9月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500434 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500027 号

第1 結論

平成 3 年 4 月から平成 6 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 44 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 4 月から平成 6 年 3 月まで

私は、平成 2 年 4 月から平成 6 年 3 月まで大学生であり、平成 3 年 4 月から平成 6 年 3 月までの期間は国民年金保険料の免除を受けていた。平成 8 年 4 月に区役所の職員となったことを契機に、免除されていた請求期間の国民年金保険料を追納した。請求期間を追納期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成 3 年 4 月から平成 6 年 3 月までの期間については、国民年金保険料の免除を受け、平成 8 年 4 月に区役所の職員となったことを契機に、国民年金保険料を追納したと主張しており、オンライン記録によれば、請求期間のうち平成 3 年 4 月から平成 5 年 3 月までの期間及び平成 5 年 12 月から平成 6 年 3 月までの期間について免除承認期間となっているが、免除承認期間に係る国民年金保険料を追納するためには追納の申込みが必要であるところ、オンライン記録には当該期間に係る追納の申込みの記録がない上、請求者は、追納した回数、追納額及び追納の申込みについて覚えていないとしている。

また、請求期間のうち、免除承認期間となっていない平成 5 年 4 月から同年 11 月までの期間については、請求期間当時は、国民年金保険料の免除承認期間は申請日の属する月の前月から年度末の 3 月までであったため、当該期間を免除承認期間とするためには、平成 5 年度の免除申請を平成 5 年 5 月までに行わなければならないところ、オンライン記録によれば、平成 5 年度の免除申請日は平成 6 年 1 月 20 日となっている上、請求者は、平成 5 年度の免除申請をいつ行ったか覚えていないとしている。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を追納していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500549 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500028 号

第1 結論

昭和 42 年 4 月から昭和 50 年 3 月までの請求期間、昭和 50 年 4 月から昭和 55 年 12 月までの請求期間、昭和 56 年 4 月から昭和 57 年 3 月までの請求期間及び平成 14 年 4 月から平成 15 年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めるることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 18 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 42 年 4 月から昭和 50 年 3 月まで
② 昭和 50 年 4 月から昭和 55 年 12 月まで
③ 昭和 56 年 4 月から昭和 57 年 3 月まで
④ 平成 14 年 4 月から平成 15 年 11 月まで

私は、A 市に転居した昭和 42 年 4 月頃に国民年金に加入し、請求期間の国民年金保険料を自宅に来ていた集金人に渡していた。請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、昭和 44 年 12 月に払い出されており、同年同月時点では、請求期間のうち昭和 42 年 9 月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索でも、当該記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

また、請求者は、請求期間当初の昭和 42 年 4 月頃から A 市に、昭和 50 年頃から B 市に、昭和 56 年 7 月からは C 市に住所を有していたと陳述しているところ、A 市では昭和 45 年 3 月まで印紙検認方式による国民年金保険料の徴収が行われていたが、請求者は、印紙検認に関する記憶は明確ではない旨陳述している上、A 市では昭和 45 年 4 月から、B 市では昭和 45 年 7 月から、C 市では昭和 44 年 4 月から納付書方式による国民年金保険料の徴収が開始されているが、請求者は、国民年金保険料の納付書が送付されたことはなく、請求期間の国民年金保険料を集め人に渡していた旨陳述している。

さらに、請求期間は合計で 197 か月（16 年 5 か月）であり、行政機関がこれほど長期間の事務処理を誤ったとも考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。